

特記仕様書

工 事 年 度	平成 30 年度
工 事 名	近江八幡市立総合医療センター職員駐車場整備工事
工 事 場 所	近江八幡市 土田町地先
工 期	契約締結日～ 平成30年 9月30日

- 第1条 本工事の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書（平成28年4月滋賀県）」（以下、「共通仕様書」という。）および「一般土木工事等共通仕様書付則（平成28年4月滋賀県土木交通部）」（以下、「付則」という。）によるものとする。
- 第2条 共通仕様書および付則に対する特記事項は、下記のとおりとする。
- 第3条 建設工事公衆災害防止対策要綱及び建設副産物適正処理推進要綱を遵守する ほか、当工事にかかる諸法規を十分理解し、手続等に疎漏のないよう、万全を期すこと。

記

第1編 共 通 編

第1章 総 則

1-1-3 設計図書の照査等

（請負代金内訳書の提出）

請負人は、契約書第3条に基づく請負代金内訳書を監督員を通じて発注者に提出すること。

1-1-19 工事完成図

（工事報告書）

本工事完了後、速やかに近江八幡市の定める記載要領に基づき工事報告書及び竣工図を提出しなければならない。なお、詳細については監督員と協議のこと。

1-1-23 施工管理

（品質管理試験）

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、「土木工事施工管理基準及び規格値（案）（平成27年3月 国土交通省）」（以下、「施工管理基準」という。）によるものとする。

（規格値）

品質及び出来形の規格値は、施工管理基準によるものとする。

1-1-30 環境対策

(低騒音型・超低騒音型の適用)

本工事の施工にあたっては、低騒音建設機械を使用するものとする。

(公害対策)

- 1 本工事の施工については、通常の施工法によるものとしているが、万一公害等が生じたり、又は生ずる恐れがある場合は、その対策等について設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
- 2 工事施工に際して、騒音規制法及び振動規制法に基づく規制を受け新たに騒音防止の対策が必要な場合や、振動規制に関する対策が必要な場合は、監督員と協議するものとする。

(その他)

- 1 喫煙について
現場における喫煙については、喫煙所を設けた場合のみ喫煙可とする。なお、くわえ煙草による作業や、煙草のポイ捨ては厳禁とする。
- 2 工事中仮設の事務所等に関すること
 - (1) 請負人は、現場内に必要に応じ事務所を置くことができるが、その場合は監督員と協議すること。
 - (2) 請負人は、雑排水については簡易沈殿層を設ける等して、原則として公共用水域に直接排水しないこと。
 - (3) 請負人は、現場から発生する油類、残飯等の生ゴミ等の廃棄物は確実に適正に処理・処分すること。
- 3 工事中機械による粉塵等について
 - (1) 請負人は、工事により周辺への粉じん等の飛散が認められ、周辺の住居等に支障が生じている場合は、民家の風上への工事を一時中断し、散水等の措置を講じること。
更に周辺住居への粉じん等の飛散が頻繁に認められる場合はすみやかに監督員に報告し、協議を行うこと。
 - (2) 請負人は、工事関係車両のタイヤ等に付着して土砂の一般道路等への散乱が認められる場合には、すみやかに清掃すること。
なお、付着土砂の性状やその量に応じ、人力による除去が困難な場合には、すみやかに監督職員に報告し、協議すること。
 - (3) 請負人は、工事中機械の日常整備を行い、また、過負荷運転、空ぶかし等を避けるなど、燃費の節約を含めた作業教育を徹底すること。

1-1-32 交通安全管理

(安全対策)

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する。

また、特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督員と協議すること。

1-1-34 諸法令の遵守

請負人は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。

1-1-36 施工時期及び施工時間の変更

(施工時間)

施工時間は原則昼間施工とし、朝夕の通勤に配慮した時間帯とすること。ただし、施工工種によって時間帯の変更が必要と判断される場合、請負人は作業時間について、施工計画をたて、監督員と協議すること。※工事図施工条件 <駐車場は平日(月～金)使用可能な状態で施工する。(土日は全面施工可能)又、工事図⑥の自由勾配側溝及び⑫⑬⑭舗装打替え工事は片側通行可能な状態で施工する>を遵守すること。

(施工期間)

近接する工事の請負人と工程調整を行い、お互い工期内検査をもって工事が完了するよう努めなければならない。

1-1-38 不可抗力による損害

(損害賠償)

1. 工事の施工に伴い通常発生する物件等の破損の補修費および騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失にかかる補償は請負人の負担において行わなければならない。
2. 本工事の完了後において、明らかに本工事に起因する物件および構造物等の破損の補償や修理は、すべて本工事請負人の負担で行わなければならない。

(瑕疵担保)

本工事の瑕疵担保期間は二年とし、特に埋め戻し不良等による地盤沈下の恐れがあるので発注者側より補修等の連絡があった場合は直ちに補修しなければならない。補修範囲が大規模になる場合は監督員と協議のうえ、応急措置と併せて本復旧を行うこと。

1-1-43 工事測量

(事前測量)

1. 工事施工前に必ず事前測量(区間延長、地盤高等)を行い測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員の指示を受けなければならない。
2. 新たに工事用測量標(仮BM)を設ける場合、監督員の立会を求めること。

第2編 一 般 土 木

第6節 施 工

高さ管理

本工事において仕上がり計画高は、図面を基準として施工すること。

1. 現場着手前測量について

入札後貸与する図面、数量、測量成果等と現地を照らし合わせて事前測量を行い、着手前に監督員に報告し、承認を受けるものとする。

2. 人孔、制水弁ボックス等の処理

- (1) 工事中の人孔、制水弁ボックス等については非常に危険な状態となるので、段差を少なくし支障をなくすこと。必要に応じ瀝青材で仮処理を行うこと。
- (2) 大きな段差を残し、夜間通行開放する場合は照明を施すとともに「段差あり」の看板を設置し通行者に注意を促すこと。
- (3) 路面の仕上がり高さ与人孔、制水弁ボックスの高さが合わない時は構造物の切り下げ等を検討し、監督員と協議すること。
- (4) 舗装工事において人孔、その他の構造物を破損した時はただちに監督員に報告し補修すること。

そ の 他

1. 施工管理関係書類については、「一般土木工事等工事必携（滋賀県土木交通部平成28年4月）」に基づき作成し、提出すること。
2. 請負人は、工期末には建設工事請負契約約款第24条による協議機関の14日間の確保を図るとともに、事前に監督員から協議のために必要な関係書類の提出を求められた場合には、これに応じられるように履行しなければならない。
3. 本工事において、軽微な変更による工事費の追加は認めない。
4. 工事現場には現場代理人を常駐させること。ただし、工事準備等の行為を含め工事現場が不稼働であることが計画である期間については常駐の必要はないが、現場のパトロールの実施と常に緊急時には速やかに対応できる体制を確保しなければならない。
5. 現場代理人と請負人との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保健証等の写し）を現場代理人等届に添付して提出しなければならない。また、変更が生じた場合は速やかに現場代理人等変更届を提出し同様の確認を受けなければならない。
6. 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。

7. 設計図書の他に提示する「参考資料」がある場合は、あくまでも現場説明参加業者の適正・迅速な見積りに供するための一資料に過ぎず、何ら請負契約上の拘束力を生じるものではない。工事の実施にあたっては、この趣旨を十分に理解し、事故発生等の事態を招かないよう、その防止措置に留意すること。
8. 請負人は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで提出することができる。
9. 本工事において必要な水の確保は現場内で行うものとし、取水箇所・方法等について監督員と協議のうえ行うものとする。
10. 近接工事が施工されている場合もしくは、本工事施工中に発注された場合は、業者間での工程調整を十分行い、共に施工の遅れが生じないように努力すること。また、交通管理や地元調整においても協力し、トラブルが生じないように施工すること。
11. 施工者は、工事の施工にあたっては、予めその工事の概要を付近の住民及び関係者等に周知し、その協力を得ておかなければならない。
12. 施工者は、工事の施工に当たっては、付近の住民等の公衆災害防止に努めなければならない。尚、交通規制を行う場合は、通行者の通行をできるだけ妨げないようにするとともに、規制状況の周知に努めなければならない。
13. 工事の施工により事故が発生し、公衆に危害を及ぼした場合には、現場代理人は直ちに応急措置を行い、関係機関等への連絡を行うとともに速やかにその原因を調査し、類似の事故が再発しないよう措置しなければならない。
14. 施工者は、工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等、工事のために使用する区域（以下「作業場」という。）を周囲から明確に区分し、この区域以外の場所を使用してはならない。
15. 施工者は、公衆が誤って作業場に立ち入ることのないよう、固定さくまたはこれに類する工作物を設置しなければならない。但し、その工作物に代わる既設の塀、さく等があり、その塀、さく等が境界を明らかにして、公衆が立ち入ることを防止する目的にかなうものである場合には、その塀、さく等をもって代えることができるものとする。又、軽易な埋設工事等において、移動さく、道路標識、標示板、保安灯、セイフティーコーン等で十分安全が確保される場合には、これを持って代えることができるものとする。
16. 前項のさく等は、その作業場を周囲から明確に区分し、公衆の安全を図るものであって、作業環境と使用目的によって構造を決定すべきものであるが、特に風などにより転倒しないよう十分安定したものでなければならない。
17. 施工者は、道路上に設置した作業場内に、原則として、作業に使用しない車両を駐車させてはならない。又、作業に使用する作業中の車両にあつては、やむを得ない場合を除き、運転手は当該車両に残さなければならない。